

**令和3年12月定例会議事録**

**令和3年12月10日**

**鹿屋市教育委員会**

○日 時 令和3年12月10日（金）  
15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	風呂井 敬
教育委員	蓑 田 繼 男
教育委員	早 川 雅 子
教育委員	東別府 睦

○関係者

教育次長	稲 村 憲 幸
教育総務課長	川 越 太
学校教育課長	安 藤 晋 哉
生涯学習課長	鬼 塚 仁
教育総務課課長補佐	曾 原 学
教育総務課管理係長	中 村 あけみ

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
  - (1) 議案第23号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について
  - (2) 議案第24号 令和3年度 社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について
  - (3) 議案第25号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について
- 5 報告
  - (1) 鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について
  - (2) 第4次鹿屋市子ども読書活動推進計画について
  - (3) 文部科学大臣表彰「社会教育功労者表彰」について
  - (4) 鹿屋市市民交流センターの指定管理等の在り方見直しについて
  - (5) 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
  - (6) 鹿屋市事務決裁規程の一部改正について
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決次第
議案第23号	鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第24号	令和3年度 社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について	特記事項なし	原案可決
議案第25号	鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	<p>現在、本会議中であるが、GIGAスクールや登下校の道路の安全性や、不登校問題について7名の議員から質問を受け、学校教育関連について強く関心を持たれている。</p> <p>日本教育公務員弘済会が主催している「弘済会教育研究論文」の研究団体の部で、令和3年度の最優秀賞を当教育委員会の生涯学習課が受賞した。他に、鹿屋市Cブロック教頭会が優良賞を受賞し、学校賞では西原台小学校が優良賞を受賞した。各々の取り組みが評価された事に嬉しく思う。本日も宜しく願いたい。</p>
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
早川委員	<p>蓑田委員から大園橋見学の計画の話が挙がっていたが、現地を確認しようと思っていた矢先に、原田市議に案内していただく機会があり、百聞は一見に如かずで、現地の状況を確認できて良かった。</p>
教育長	<p>第2回審議会を開催し、現地視察をしたが、実際に確認することで状況把握ができる。</p>
蓑田委員	<p>大園橋の他に、鶴羽地区は、武家屋敷を思わせるような文化財が残っている。人命優先が第一ではあるが、文化財に指定されている建造物等をなるべく保護できる方法を検討していただきたい。</p>
教育長	<p>専門家の意見も交え、住民の意見も聞きながら拙速とならぬよう対応したい。</p>
風呂井委員	<p>欧米都市は、人口5万都市や10万都市でも歴史博物館のようなものがあるが本市にはない。美術館構想もあるようだが、歴史的建造物をこれからどうするのか考えるための歴史博物館のような施設を求めていくことも大事なことであると思う。</p>
教育長	<p>人は文化の中で豊かな心を育み生活しており、文化財を所管する部署として、しっかりとした意見を持ち、周囲の意見も取り入れて対応する。</p>
4	議事

	(1) 議案第23号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について
学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。  (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第23号は、原案可決とする。
	(2) 議案第24号 令和3年度 社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について
生涯学習課長	資料に基づき説明
風呂井委員	個人及び団体の推薦は、これ以外にもあったのか。
生涯学習課長	過去に表彰歴があった方が1名と、表彰基準に該当しない方の推薦が1名あり、両名とも辞退された。
蓑田委員	このような表彰者は、これまで高齢者が多かったが今回、若い方が増えていることに有難く思う。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。  (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第24号は、原案可決とする。
	(3) 議案第25号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について
教育総務課長	報告(5)・(6)と併せて、資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。  (異議なしとの発言)

教育長	異議がないので、議案第25号は、原案可決とする。
5	報告
	(1) 鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について
学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	B日程の受験者層について伺いたい。
学校教育課長	高校生、大学生、一般社会人である。
	(2) 第4次鹿屋市子ども読書活動推進計画について
生涯学習課長	資料に基づき説明
風呂井委員	本市の現状と課題の令和3年度の数値目標と比べ、令和8年度の児童・生徒の家庭不読率と、図書充足率の目標値について、小学校の数値目標が低くなっているがいかがなものか。目標値は高く設定するものであるが、いずれも令和3年度より数値目標を低くしている理由を伺いたい。
生涯学習課長	令和2、3年の状況から、現状を見直して令和8年度の数値目標を設定したが、令和3年度の数値目標を踏まえて再検討したい。
教育次長	今後の取り組みとしては、いわゆるZ世代と呼ばれる児童・生徒は、生まれた時からスマホを持つ事でスマホが情報源となっている。アンケート結果によると、電子書籍は抵抗がなく興味を示した。
生涯学習課長	電子書籍の導入があれば、読書に興味を示すアンケート結果があり、不読率の減少が期待できる。
教育長	説明による理由は理解できるが、目標設定が適切かどうか令和3年度を踏まえ、再度目標値が適正であるか再検討が必要である。
風呂井委員	目標値は5年後の令和8年度だけではなく、各年度の目標数値を立てて確認してはどうか。
教育長	活動内容についてPDCAサイクルにより、単年度毎にこの活動がどうであったかを見直すことに役立つような目標設定が必要である。

生涯学習課長	<p>(3) 文部科学大臣表彰「社会教育功労者表彰」について</p> <p>資料に基づき説明</p>
生涯学習課長	<p>(4) 鹿屋市市民交流センターの指定管理等の在り方見直しについて</p> <p>資料に基づき説明</p>
早川委員	<p>「市民の利便性に関する事項で主な仕様書について」とは、どういう観点か。</p>
教育次長	<p>芸術文化プラザは、会議室等が貸館となっている。以前から事業主からの販売許可の依頼があった。指定管理者としても販売が可能になれば収入につながり、市民が購入したいという要望と、事業主が販売したいという相方の要望に応えられることで、結果的に利便性が向上すると考える。</p>
生涯学習課長	<p>現在、飲食スペースは3階のみであり、2階に事務所が設置されている。利用者にとっては、1階に受付や事務所がある方が便利ではないかという意見があるが、シアターは3階にあるため、受付も同じ階にある方が良い。各担当課で利便性を含めて検討している。</p> <p>(5) 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について</p>
教育総務課長	<p>議案第25条に併せて説明</p>
教育総務課長	<p>(6) 鹿屋市事務決裁規程の一部改正について</p> <p>議案第25条に併せて説明</p>
6	動議の討論
教育長	<p>発言がないので、動議はないものとする。</p>
7	その他



	<p>「成人式について」説明</p>
生涯学習課長	<p>資料に基づき説明</p>
	<p>「学校で使用している楽器の劣化について」</p>
東別府委員	<p>部活動で使用する道具等の劣化に伴う購入は、学校費で購入できないか。保護者やPTA会費で負担する事も考えたが無理がある。</p>
教育長	<p>学校配分の予算を設定し購入している。教育委員会に相談があり協議し対応する場合もあるが、基本的には学校予算内で必要経費を運用している。</p>
東別府委員	<p>吹奏楽部がある学校では楽器が必要であり、部員増加や楽器の劣化に対し、購入費用を物販等で費用捻出してはどうかという意見が保護者内であり、そういった事を禁止されていることはないのか。</p>
学校教育課長	<p>特に禁止はされておらず、そういった方法での購入も考えられる。</p>
教育長	<p>廃品回収等で楽器や部活に必要なものを購入する学校もある。部活動で使用する道具に関しては、例えばグローブのような私的なものまですべて学校経費でとはいかず、また、一部の部活動のみに学校経費でといったようなことはできない。</p>
風呂井委員	<p>先月号の広報誌で教育に関する記事が詳しく分かりやすく掲載されていた。</p>
教育長	<p>次回の定例教育委員会は、令和4年1月11日（火）15時00分から教育長室で行う。</p>
8	<p>閉会</p>
教育長	<p>以上をもって12月定例教育委員会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>